

堀川運河周辺遊歩道等整備にかかる基礎調査業務委託 特記仕様書

1 適用範囲

本特記仕様書は、日南市が発注する「堀川運河周辺遊歩道等整備にかかる基礎調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 業務の目的

- (1) 本市では令和6年3月、油津地区の歴史文化遺産を地域振興・観光等に有効活用することにより、歴史文化の伝承及び地域の賑わい創出を図り、本市の課題である人口減少対策を講じることを目的に「油津の歴史文化遺産を活用したまちづくり計画」を策定した。
- (2) 当該計画では、令和6年度から10年度までの5か年を事業計画期間とし、事業の大きな柱として①観光資源の整備②周遊促進③情報発信④人材育成の4つを掲げている。
- (3) このうち②周遊促進においては、堀川運河を軸とした周遊ルートの整備・周知や、水辺を活用した体験メニューの創設、案内サインの整備や観光PR等により、油津地区及び市内全域における周遊を促進する方針としている。
- (4) これらの背景から、堀川運河を軸とした周遊ルートの整備や体験メニューの具体的検討に向け、現状における歩行者目線での周遊安全性の点検及び快適な周遊に必要な機能を導出するための油津地区周遊基礎調査を実施する。

3 業務の調査対象区域

本業務の調査対象区域は、日南市油津地区の堀川運河周辺とし、次の図面のとおりとする。



4 業務内容

本業務は、安全性と快適性の担保に向けた現状を点検調査するものである。

(1) 安全性調査

①年齢や身体的機能等あらゆる属性に着目した歩行の安全性点検及び改善すべきポイントの導出

- ・あらゆる属性や調査対象物の詳細化例は別紙1を参照

②天候等の変化により生じる歩行の危険性や要配慮事項の導出

- ・天候等の変化や調査対象物の詳細化例は別紙2を参照

③地理的要因や時間帯における交通量等の特性により生じる歩行の危険性や要配慮事項の導出

- ・時間帯や交通量については、具体的かつ定量的に捕捉すること。

(2) 快適性調査

①年齢や身体的機能等あらゆる属性に着目した歩行の快適性確保のための必要施設や機能の導出及び改善すべきポイントの導出

②天候等の変化による快適性に着目した要配慮事項の導出

- ・調査軸の検討例

- 高齢者が快適に歩行するためには〇〇のエリアに休憩施設が必要
- 雨天時の一時退避施設として、〇〇エリアに屋根付き屋外休憩施設が必要
- 夏季における熱中症防止のため、〇〇エリアに屋根付き屋外休憩施設が必要

5 調査とりまとめ及び成果品

(1) 上記(1)及び(2)の調査対象については、場所の特定が可能となるよう、地図や図表等を用いて可視化及び一覧化すること。

(2) 上記(1)及び(2)の調査で明らかとなった問題事象については、当該対象物の所有状況を可能な限り特定すること。ただし、個人所有と思われるものについてはこの限りでない。

(3) すべての調査結果は最終報告書として次のとおりとする。

①紙媒体 (A4 ファイル綴じ)

②電子データを格納した電子媒体又は、電子納品の保管・管理に向けた取り組み (データベースシステム等) による、電子媒体同等以上の要件を満たす電子成果品

③その他、業務に必要なとなった資料

6 参考資料

(1) 油津の歴史文化遺産を活用したまちづくり計画 (令和6年3月策定)

7 その他

- (1) 本業務を行うに当たっては、油津の歴史文化遺産を活用したまちづくりコーディネーターと連携し、必要に応じて協議や相談を行うこと。
- (2) 本業務を円滑かつ適正に進めるため、市担当職員との打合せ協議は、必要に応じてその都度行うこと。
- (3) 業務における成果品を含む全ての製作物については、市が著作権を持つものとし、市が自由に加工、複写及び公表できるものとする。
- (4) 本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。業務完了後もまた同様とする。
- (5) この仕様書に定めない事項については、必要に応じて市と受託者とが協議し定める。